社労士 ふ く し ま 月間情報 No.188

2013.3 月号

福島県社会保険労務士会
発行担当者　副会長　菅野　隆
http://www.fukushima-sr.jp
E-mail　fukusha@green.ocn.ne.jp
〒960-8252
福島市御山字三本松 19-3
TEL０２４－５３５－４４３０
FAX０２４－５３４－５４３２

目　次

P1　県会情報　・会員事務所職員表彰の推薦
・研修会の予定
・年金・労働総合相談所
P2　連合会情報　・第９回特別研修
・電子申請ヘルプデスクの設置
・連合会ＨＰ会員専用ページ情報
P3 関係機関だより　・厚生労働省
・協会けんぽ
・社会保険ふくしま
P3～4 事務局だより

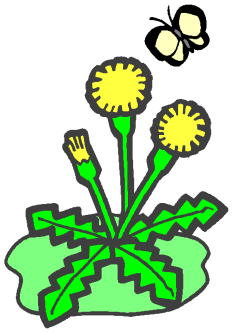

会員事務所職員表彰被表彰者の推薦について(P5～6)

提出期限：4 月 5 日(金)　提出先：当該支部

県　会　情　報

1.　会員事務所職員表彰の推薦について

平成 25 年度総会の席上で会員及び会員事務所に勤務する職員を表彰する予定にしております。該当される職員の方がいる際は、別紙により **4 月 5 日（金）までに当該支部へ提出**してください。

2.　研修会の予定

倫理研修	3月15日（金） 13：00～17：00 コラッセふくしま	社会保険労務士の職業倫理等の解説、グループディスカッション、事例（説例問題）解説	副会長 金子 昌明氏、 菅野 隆氏

3.　年金・労働総合相談所について≪これまでの相談件数≫

実施	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
24 年度(1 月)	8 件	8 件	6 件	6 件
2/27(水)	2 件	2 件	0 件	0 件
今年度実績	10 件	10 件	6 件	6 件
総計	H15.6～25.2　132 件		19.7～25.2　82 件	

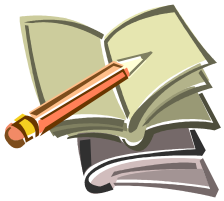

相談員
杉原正雄
大原百合

連合会情報

1. 第９回特別研修及び代理業務試験について

◇ 研修の内容は、①中央発信講義（30.5 時間）、②グループ研修（18 時間）、③ゼミナール（15 時間）　総 63 時間の研修となります。

◇ 第９回特別研修の実施時期は以下のとおりです。

中央発信講義及びグループ研修

平成 25 年 9 月 28 日（土）～10 月 27 日（日）までの期間

➢ 中央発信講義及びグループ研修の日程等は検討中です。決まり次第月間情報に掲載いたします。

ゼミナール　平成 25 年 11 月 15 日（金）　６時間（10 時～17 時。昼休み除く）
11 月 16 日（土）　６時間（同上）
11 月 23 日（土・祝日）　３時間（10 時～13 時）

代理業務試験　11 月 23 日（土・祝日）　２時間（午後予定）

2. 「電子申請ヘルプデスク」の設置について

連合会では、電子申請の利用促進策の一環として「電子申請ヘルプデスク」を設置しています。平成23年11月から申請可能となった離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届をはじめとし、電子申請に関する問い合わせやご質問は下記ヘルプデスクをご利用ください。

≪電子申請ヘルプデスク≫

【電話番号】　０３－６２２５－４８６７
【設置期間】　平成２５年３月１日（金）～３月２９日（金）　（土日祝日を除く）
【受付時間】　午前　10:00~12:30　午後　13:30~16:30
※パソコン等の設置・設定に関する問い合わせはお受けすることができません。また、ヘルプデスク設置期間中は、電話が大変混みあいますので予めご了承ください。

なお、e-Gov 電子申請システムの設定方法や、磁気媒体届書作成プログラムなどに関する質問等は、下記までお問い合わせください。

●e-Gov 電子申請システムの初期設定（動作環境の確認、Java の設定等）や操作方法について
電子政府利用支援ｾﾝﾀｰ・0570-041-041　・017-721-0363（IP 電話等をご利用の場合）
（受付時間）　平日　9：00～19：00　土日・祝日 9：00～17：00

●磁気媒体届書作成プログラムを用いた電子申請（磁気媒体届書作成プログラムのインストール、利用方法）について
日本年金機構電子申請・磁気媒体申請照会窓口
・0570-000-381　・03-6700-1188（IP 電話等をご利用の場合）
（受付時間）　平日　8：30～17：15
※月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は 19：00 まで
第２土曜日　9：30～16：00

●処理状況、処理結果など提出内容に関する問い合わせについて
提出先の事務ｾﾝﾀｰ（一部の地域は年金事務所）または公共職業安定所にお問い合わせください。

●業務ソフトに関する問い合わせについて
ご利用の業務ソフトを提供している各業務ソフト会社にお問い合わせください。

3. 連合会ＨＰ会員専用ページ情報

以下について、連合会ＨＰ会員専用ページに掲載されておりますので、ご確認ください。

http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/explanation.html

＜トレンドボックス＞

- 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢引上げ等に係る「年金に関するお知らせ」（老齢年金のお知らせ）等の送付
- 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢引上げ等の実施に関する伝達研修等

関係機関だより

1. 岩手県、宮城県、福島県における雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金制度変更の経過措置について（P7～8）・・・福島労働局

平成２５年３月２９日までの経過措置となります。

詳しくは、福島労働局（ＴＥＬ:０２４－５２９－５６８１）にお尋ねください。

2. 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者等の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長等について（P9～12）・・・厚生労働省

協会けんぽ

3. 平成25年度の健康保険被扶養者資格再確認業務に係る被扶養者状況リストの社会保険労務士への送付について（P13～28）

4. 健康保険一部負担金等免除の期間延長について（P29）

全国健康保険協会では、厚生労働省の通知に基づき、震災により被災された皆様の医療費の一部負担免除について期間を延長することといたしました。詳しい内容については、別紙をご確認ください。

5. ホームページのリニューアルについて

３月４日（月）よりホームページアドレスが下記のとおり変更になりました。

新ＨＰアドレス：http://www.kyoukaikenpo.or.jp/fukushima/

（旧ＨＰアドレスにアクセスいただいた場合も、自動的に移動されます。）

6. 月刊健宝、メールマガジン配信

協会けんぽ福島支部では、毎月５日前後にメールマガジンを配信しております。配信登録は無料です。下記ホームページアドレスからご登録ください。

検索サイトより「協会けんぽ福島　配信登録」の検索でも接続いただけます。

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,47622,78,639.html

7. 社会保険ふくしま（財団法人福島県社会保険協会発行）については、ホームページをご覧ください。福島県社会保険協会HP　http://www.f-shimakyoukai.or.jp

事務局だより

※ 県会HP　（http://fukushima-sr.jp）への月間アクセス数情報

２月１日～28日　総アクセス数　827

（内訳：新規 437　・リピーター390）

※ 登録事項の変更等について

氏名・自宅住所・事務所名称・事務所所在地は登録事項となっております。変更がある場合は所定様式（複写）による手続きが必要となりますので事務局へご連絡ください。

退会（登録抹消）する場合も、所定様式等により手続きが必要です。3 月末日で退会を希望される方は、所定様式を **3 月末日県会事務局必着**で提出いただきます。退会をお考えの方は、お早めにご連絡ください。

会務報告及び予定

2月　6日　第4回理事会、第4回幹事会（ホテル福島グリーンパレス）
　8日　市民・中小企業復興支援セミナー（ホテル福島グリーンパレス）
　11日　根本匠氏復興大臣就任記念国政報告会（ホテルハマツ）
　13日　労働条件審査診断結果報告会（福島県社会福祉協議会）
　14日　日本年金機構東北ﾌﾞﾛｯｸ及び東北福島年金事務所定例連絡会議（東北福島年金事務所）
　14日　会津支部定時総会（会津若松ワシントンホテル）
　15日　郡山支部研修会（ビッグパレットふくしま）
　18日　街角の年金相談センター運営部事務局会議（事務局）
　19日　街角の年金相談センター運営部長会議（東京會舘）
　21日　第２回研修会（ビッグパレットふくしま）
　23日　鈴木洋美氏黄綬褒章受章記念祝賀会（ホテル辰巳屋）
　26日　街角の年金相談センター打合せ会議及び運営部事務局合同会議（事務局）
　27日　福島県地域年金事業運営調整会議（コラッセふくしま）
　27日　第118回年金・労働総合相談所（事務局）
3月　1日　いわき支部研修会（ＬＡＴＯＶ）
　2日　年金事務所相談員の方との懇親会（郡山市総合福祉センター）
　8日　常任理事会（事務局）
　12日　第2回中小企業相談支援事業推進会議（福島労働局）
　12日　山本暁氏藍綬褒章受章祝賀会（横浜ベイシェラトンホテル＆タワーズ）
　13日　連合会第178回理事会
　15日　倫理研修（コラッセふくしま）
　17日　法テラスふたば開所式（広野町公民館）
　18日　平成24年度労働相談・個別労働紛争解決制度
　　関係機関連絡協議会（福島合同庁舎）
　22日　白河支部定時総会（大福家）
　27日　第119回年金・労働総合相談所（事務局）

会員異動報告

	支部	名簿ﾅﾝﾊﾞｰ	氏　　名	事務所・勤務先の名称・所在地・電話番号等
【入会】	会津	3/15 付 入会 開業	ｽｽﾞｷｿｳﾀﾛｳ 鈴木荘太郎	リップル社会保険労務士事務所 会津若松市上町 2 番 6 号 TEL 0242-85-6230
	相馬	3/1 付 入会 勤務	ｸｻﾉﾄｼﾏｻ 草野智正	草野英夫社会保険労務士事務所 南相馬市原町区北新田字一ノ坪 23 番地 TEL 0244-23-3265　FAX 0244-23-3313
【抹消】	相馬	P19	中川龍男	2/4 付登録抹消

福島社発第　２８１　号
平成２５年　３月１１日

開業・法人会員各位

福島県社会保険労務士会
会　長　鈴　木　健　夫
（公 印 省 略）

会員事務所職員表彰被表彰者の推薦について

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 25 年度総会の席上で会員及び会員事務所に勤務する職員に対し表彰を実施する予定にしておりますので、貴事務所で下記事項に該当される職員等の方がおりましたら、所属支部長にご報告下さるようお願いいたします。

記

１．表彰基準（表彰規程第２条第３号により）

「会員事務所職員で同一の事務所に５年（以後５年毎）勤務し、成績優秀で他の模範となる者」に対し感謝状を贈呈

会員事務所に勤務する会員配偶者も含む

- ５年勤務該当（H20.4.1～21.3.31 採用者）
- 10 年勤務該当（H15.4.1～16.3.31 採用者）
- 15 年勤務該当（H10.4.1～11.3.31 採用者）
- 20 年勤務該当（H5.4.1～6.3.31 採用者）
- 25 年勤務該当（S 63.4.1～H1.3.31 採用者）
- 30 年勤務該当（S 58.4.1～59.3.31 採用者）　　以下５年毎

２．提出方法　　裏面様式により各支部長にご提出下さい（FAX 可）

３．提出期限　　平成２５年４月５日（金）必着

４．表彰者を理事会で決定のうえ、おってご連絡いたします。

平成25年4月5日締切

平成25年　　月　　日

支　部　長　様

会員事務所職員表彰被表彰者の推薦について（回答）

当事務所職員について、福島県社会保険労務士会表彰規程第２条第３号に該当しますので、下記のとおり提出いたします。

●表彰基準（表彰規程第２条第３号により）

「会員事務所職員で同一の事務所に５年（以後５年毎）勤務し、成績優秀で他の模範となる者」に対し感謝状を贈呈

会員事務所に勤務する会員配偶者も含む

- ５年勤務該当（H20.4.1～21.3.31 採用者）
- 10 年勤務該当（H15.4.1～16.3.31 採用者）
- 15 年勤務該当（H10.4.1～11.3.31 採用者）
- 20 年勤務該当（H5.4.1～6.3.31 採用者）
- 25 年勤務該当（S 63.4.1～H1.3.31 採用者）
- 30 年勤務該当（S 58.4.1～59.3.31 採用者）　　以下５年毎

記

ふりがな 職員氏名	採用年月日	備考

氏　名　　印

（事業主の方へ）

岩手県、宮城県、福島県における雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の制度変更の経過措置について

雇用調整助成金･中小企業緊急雇用安定助成金は、以下の制度変更を行いますので、ご留意下さい。

①生産指標について、「前年同期」とではなく「前々年同期」と比較できる特例（東日本大震災被災地等における特例）が、平成２５年３月１０日に廃止されます。（※裏面参照）

②生産指標の減少割合について、平成２５年４月１日より「５%以上の減少」から**「１０%以上の減少」に変更されます。**
（上記３県以外は平成２４年１０月１日に変更済み）

岩手県、宮城県、**福島県**の事業所について、
経過措置を設けることになりました（平成25年3月29日まで）

岩手県、宮城県、福島県の事業所については、

◆現在の対象期間が終了していなくても、新たに対象期間を設けることができる特例を設けます（平成25年3月29日まで）

※通常、現在の対象期間（助成金の支給対象となる期間：１年間）が終了するまで新たな対象期間を設けることはできません。

①「前年同期」とではなく「前々年同期」と比較できる特例の適用を希望する事業主
→　対象期間の初日を平成２５年３月１０日とする計画届を、平成２５年３月**29日までに提出して下さい。　※通常、遡及手続きはできません。**

②　生産指標について、「５%以上の減少」の要件の適用を希望する事業主
→　対象期間の初日を申請日の翌日以降平成２５年３月末まで**のいずれかの日と**する計画届を平成２５年３月２９日までに提出して下さい。

※通常の要件で雇調金を利用する事業主は、今回の手続きは必要ありません。

※　詳しくは、福島労働局（TEL024-529-5681）又は、お近くのハローワークにお尋ねください。

厚生労働省・福島労働局・ハローワーク

LL250306開発01

（事業主の方へ）

参考

雇用調整助成金
震災対応版

東日本大震災の影響を受けた事業主の皆さまへ

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金に新しい特例を設けました

震災後、徐々に生産量などが回復していても、**震災前に比べると依然として10%以上低い水準**の場合には、助成金が利用できます。

東日本大震災の影響を受けた事業主に対する新しい特例

特例対象事業主

① 被災地事業主

青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の災害救助法適用地域に**所在する事業所の事業主**

② 被災地関連事業主

上記①の事業所と一定規模以上（助成金を受けようとする事業所の総事業量の３分**の１以上）の経済的関係を有する事業所の事業主**

③ ２次下請等事業主

上記②の事業主と一定規模以上（助成金を受けようとする事業所の総事業量の２**分の１以上）の経済的関係を有する事業所の事業主**

特例内容

◆生産量または売上高の減少の確認について、最近３か月の平均値と
①前年同期との比較に加えて、
②前々年同期との比較も可能です。

→ 平成25年3月10日までに特例の利用を開始する場合に適用されます。

（例） 平成24年10月から利用を開始する場合

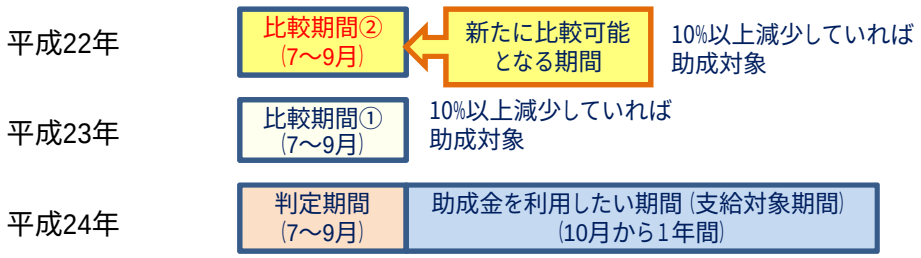

※ なお、震災の影響を受けた事業主などへの特例のうち、生産量または売上高の確認期間を「最近3か月」から「最近1か月」とする特例措置は、平成24年3月10日をもって終了しています。（ただし、円高の影響を受けている事業主は、生産量などの確認期間を「最近3か月」から「最近1か月」とする特例を引き続き利用することが可能です）。

詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省・福島労働局・ハローワーク

LL240926開発01

事　務　連　絡
平成25年２月13日

地方厚生（支）局保険主管課・医療課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）
　後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合
御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課
厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における
被保険者等の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長等について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域（以下「避難指示等対象地域」という。）における被保険者等の一部負担金の免除措置の取扱い等については、「東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長等について」（平成24年１月31日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・総務課医療費適正化対策推進室事務連絡）において、一部負担金の免除措置に対し、平成25年２月28日まで財政支援すること等としていました。今般、財政支援の期間を下記のとおり延長することを予定していますので、貴管下保険者及び関係団体においては、内容を御了知の上、適切な取扱いがなされるよう御配慮願うとともに、被保険者等に対して別添資料（別紙１）により周知徹底いただきますようお願いいたします。

記

１　一部負担金の免除措置に対する財政支援の期間の延長について
　避難指示等対象地域（※）の被保険者等（東日本大震災発生後に、他市町村（特別区を含む。以下同じ。）へ転出した被保険者等を含む。以下同じ。）の一部負担金の免除措置を平成26年２月28日まで延長することとし、これに対し、平成25年度において、平成25年２月28日までと同様の財政支援を予定していること。

（※）警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）（解除・再編された地域を含む。）

２　一部負担金等免除証明書について

(1) 国民健康保険、後期高齢者医療制度、全国健康保険協会及び健康保険組合においては、避難指示等対象地域の被保険者等に対し、有効期限を更新した一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）を交付すること。

(2) 平成 25 年３月１日以降も引き続き、保険医療機関等の窓口で有効期限が更新された免除証明書を提示した被保険者等についてのみ、一部負担金の支払を免除することとすること。

(3) 保険医療機関等の窓口で有効期限が更新された免除証明書を提示できなかった場合には、「東日本大震災による被災者に係る医療保険の一部負担金等（窓口負担）の免除に関するＱ＆Ａについて」（平成 23 年５月 18 日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡・同日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）でお示しした取扱いと同様に、別添Ｑ＆Ａ（別紙２）のとおり取り扱うこととすること。

３　特定健康診査等の自己負担金の免除措置等に要した費用への財政支援の延長について

特定健康診査等の自己負担金の免除及び被災先との健診単価の差額に対する助成措置は、避難指示等対象地域（※）の被保険者等及び避難者（但し、特定健康診査等の受診対象者に限る。）について、平成 25 年度実施分まで延長すること。

医療機関等で受診される被災者の皆さまへ　厚生労働省

平成25年３月１日以降も、以下の方については、引き続き、医療機関等での窓口負担は免除となります。

１．窓口負担の免除を受けることができる対象者と期限

○ **東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域等**（※1）**の被災者**（※2）　→ **平成26年２月28日まで**

（※1）警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）
（解除・再編された地域を含みます。）

（※2）震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。

（注）　東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域等以外の被災者も、ご加入の医療保険の保険者により、窓口負担が免除されることもありますので、詳細については、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせ下さい。

２．窓口負担の免除を受けるための手続

○ **平成25年３月１日以降も、窓口負担の免除を受けるためには、有効期限が切れていない免除証明書を窓口で提示する必要があります。**

（注）　上記免除証明書は、ご加入の医療保険の保険者から新たに送付されますが、お手元に届かない場合は、ご加入の医療保険の保険者にお問い合わせ下さい。

免除証明書に関してご不明な点があれば、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。

◎　次の場合の自己負担額の免除については、平成24年２月29日までで終了しています。

- 入院時の食費、居住費
- 被保険者証を医療機関等の窓口で提示できなかった場合
- 柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術　等

医療保険の一部負担金の免除について（医療機関、患者あてのＱ＆Ａ）
（市町村国民健康保険・後期高齢者医療制度・健康保険・船員保険）

【一部負担金の還付関係等】

問1　平成 25 年3月1日以降、医療機関等の窓口で有効期限が更新された免除証明書を提示できなかった場合、一部負担金は免除にならないのか。

（答）

平成 25 年3月1日以降は、有効期限が更新された免除証明書を医療機関等に提示しない場合、原則として一部負担金の支払いが必要になります。ただし、免除証明書が手元に届いていない場合など、提示できなかったことがやむを得ないと認められるときは、ご加入の医療保険の保険者に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。

問2　保険者から還付を受けるためには、どのような書類が必要になるのか。

（答）

すでに支払ってしまった一部負担金の還付を受けるためには、ご加入の医療保険の保険者に還付申請書を提出する必要があります。還付申請書を提出する際には、

①免除証明書（免除証明書の交付申請がお済みでない方は免除申請書）

②医療機関等が発行した領収証など、支払った一部負担金の金額が確認できる書類

を併せてご提示ください。なお、還付申請書を提出する時点で、有効期限が更新された免除証明書が手元に届いていない場合には、ご加入の医療保険の保険者にお問い合わせください。

社 労 連 第 ８ ６ 号
平成２５年３月４日

都道府県社会保険労務士会会長　殿

全国社会保険労務士会連合会
会　長　　金　田　　修
（ 公　印　省　略 ）

平成２５年度の健康保険被扶養者資格再確認業務に係る
被扶養者状況リストの社会保険労務士への送付について

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。
さて、標記の件につきまして、今般、全国健康保険協会理事長から当職あて、別紙のとおり周知依頼をいただいたところでございます。
つきましては、貴会におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ではございますが、下記の留意事項等と併せまして、会員の皆様への周知を賜りますようお願い申し上げます。
なお、本件にかかる様式等につきましては、連合会ホームページ（「社労士の皆さまへ」ページ）に掲載しておりますことを申し添えます。

謹白

記

１．同意事業所一覧表（写）による取扱い

会員が過去実施時（平成２２年度及び２４年度）において作成した同意事業所一覧表の写しを保管している場合は、当該写しにより対応して差し支えないこと（別添の「４　同意事業所一覧表（写）による取扱い」参照）。

なお、誓約書による受託事業所の追加の場合には、協会けんぽ支部へ提出する際に、改めて誓約書を作成(※)いただき、同意事業所一覧表（写）に添付が必要です。

（※）前年度は誓約書（写）で可としていましたが、平成２５年度につきましては、上記のとおり変更となっております。

２．その他留意事項（別添の「９　その他留意事項」参照）

（１）事業所記号の記載

同意書及び同意事業所一覧表に記載する事業所記号は、必ず「数字（被保険者証上部に表示されている７桁もしくは８桁のもの）」で記載されたいこと。

（２）被扶養者状況リストの提出

被扶養者資格の確認が完了した被扶養者状況リスト等の提出にあたっては、次の事項に特にご留意いただきたい。

ア　同封の返信用封筒にて、各事業所単位で送付されたいこと。

イ　被扶養者状況リストの「副」や写し、社労士事務所あての返信用封筒を送付しないこと。

ウ　「複数事業所分を１つの封筒でまとめて送付する」場合や、「社労士事務所あての返信用封筒を同封し、被扶養者状況リストの写しの送付を求める」場合などには、返信用封筒（協会事務局あて）は使用せず、該当する協会支部へ直接提出されたいこと。

以上

別　紙

協 発 第　130228－1 号
平 成 25 年 2 月 28 日

全国社会保険労務士会連合会会長　殿

全国健康保険協会理事長

平成２５年度健康保険被扶養者資格再確認業務に係る
被扶養者状況リストの社会保険労務士への送付について

日頃から当協会の事業運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全国健康保険協会では、保険給付の適正化及び高齢者医療制度における納付金・支援金の適正化を目的に、平成 25 年度においても、健康保険被扶養者資格の再確認業務を実施いたします。

被扶養者資格の再確認にあたっては、被扶養者状況リストを事業主様へお送りすることとなりますが、社会保険労務士と受託契約をしている事業所に係る同リストにつきましては、過去実施時と同様に、別添の方法により社会保険労務士へお送りする取扱いといたしますので、都道府県社会保険労務士会への周知方よろしくお願いいたします。

被扶養者状況リストの社会保険労務士への送付について

1　基本方針

被扶養者資格の再確認に必要な被扶養者状況リストは、事業主に直接送付する方法となりますが、社会保険労務士が事業主との間に受託契約を結んでいる事業所分については、当該社会保険労務士あてに直接送付する方法を可能といたします。

なお、被扶養者状況リストを直接送付する場合は、個人情報保護の観点から、より適正な取扱いとするため、社会保険労務士への送付を同意する事業主より同意書を取ることといたします。

また、貴会よりご要望のありました同意書に代わり、直接送付することについて社会保険労務士が誓約する方法につきましても対応することとしています。

2　同意書等の取扱い

被扶養者状況リストを各社会保険労務士への送付を希望する場合は、以下の方法にて同意書等を提出して下さい。

（１）受託事業所の同意

受託契約をしている事業主に対して、同意書（別紙１）により同意を得てください。

（２）同意事業所一覧表の作成

同意を得た事業所については、同意事業所一覧表（別紙２）により、協会けんぽ支部別（都道府県別）に取りまとめてください。

（３）協会けんぽ支部への提出

同意書及び同意事業所一覧表の取りまとめを行った後、該当協会けんぽ支部に提出（郵送）してください。

3　誓約書による方法

同意書による方法のほか、社会保険労務士が誓約する方法についても、同様に取り扱うこととし、取扱いについては次のとおりといたします。

（１）受託事業所の承諾

誓約による場合は、社会保険労務士あてに直接送付することについて、受託事業所に事前承諾を得てください。

（２）誓約書の作成

誓約書（別紙３（様式例））の作成にあたっては、以下の内容について誓約してください。

ア　受託事業所から事前に承諾を得ていること。

イ　社会保険労務士あてに直接送付することについて、受託事業所と何らかの理由によりトラブルとなった場合、協会けんぽには一切の責任がないこと。

（３）提出方法

誓約書及び同意事業所一覧表を該当協会けんぽ支部に提出（郵送）してください。

4　同意事業所一覧表（写）による取扱い

過去実施時（平成 22 年度および 24 年度）において、上記２の方法により作成した同意事業所一

覧表（写）を保管している場合は、以下の方法により、同意事業所一覧表（写）により対応していただいても差し支えありません。

（１）受託事業所の追加

ア　受託事業所の追加がある場合は、上記２（１）と同様に、同意書（別紙１）により事業主に同意を得てください。

イ　同意事業所一覧表（写）に該当事業所を追記してください。

（２）受託事業所の削除

受託事業所を削除する場合は、同意事業所一覧表（写）の該当事業所を削除してください。

（３）協会けんぽ支部への提出

上記（１）（２）で追加及び削除した同意事業所一覧表（写）を該当協会けんぽ支部に提出（郵送）してください。

なお、過去実施時（平成 22 年度および 24 年度）に同意した同意書については添付の必要はありませんが、上記（１）で追加した受託事業所の同意書は、同意事業所一覧表（写）に添付のうえ提出してください。

（４）誓約書による追加

受託事業所の追加については、上記（１）の同意書による方法のほか、上記３の誓約書による方法でも取り扱うことといたします。

なお、この場合は、協会けんぽ支部へ提出する際に、改めて誓約書を作成（※）いただき、同意事業所一覧表（写）に添付してください。

（※）前年度は誓約書（写）で可としていましたが、平成 25 年度につきましては、上記のとおりとなりますのでご留意ください。

5　同意書等の提出期限

平成 25 年 4 月 25 日（木）までに協会けんぽ各支部へ提出してください。

6　同意書等（写）の保管

同意書（誓約書）及び同意事業所一覧表については、その写しを取り、各社会保険労務士において保管ください。

なお、提出された同意書については、特段、有効期限を設けることはありません。

7　同意事業所一覧表の通番について

同意事業所一覧表の「通番」欄については、協会支部ごとに１番から順番に付し、該当番号を同意書の左上「同意事業所一覧表通番」に記入してください。

なお、誓約書による場合は、同意事業所一覧表の通番のみ記入してください。

8　被扶養者状況リスト等の送付

平成 25 年 5 月末より、該当事業所分の被扶養者状況リストを引き抜き、以下の方法により協会けんぽ各支部より順次送付いたします。

（１）被扶養者状況リストのほか、リーフレット、被扶養者調書兼異動届及び返信用封筒を該当事業

所分同封いたします。

（２）被扶養者状況リスト等は、同意事業所一覧表に記載されている社会保険労務士の事務所所在地に送付いたします。

９　その他留意事項

（１）　事業所記号の記載

同意書及び同意事業所一覧表に記載する事業所記号は、必ず「数字（被保険者証上部に表示されている７桁もしくは８桁のもの）」で記載ください。

（２）被扶養者状況リストの提出

被扶養者資格の確認が完了した被扶養者状況リスト等の提出にあたっては、次のことに特にご留意ください。

ア　同封の返信用封筒にて、各事業所単位で送付してください。

イ　被扶養者状況リストの「副」や写し、社会保険労務士事務所あての返信用封筒を送付しないようお願いいたします。

ウ　複数事業所分を１つの封筒でまとめて送付する場合や、社会保険労務士事務所あての返信用封筒を同封し、被扶養者状況リストの写しの送付を求める場合などには、返信用封筒（協会事務局あて）は使用せず、該当する協会支部へ直接提出してください。

≪ 理 由 ≫

返信用封筒にて提出された被扶養者状況リスト等は、協会けんぽが外部契約する委託業者において、全国分を一括して仕分け作業等を行います。

そのため、複数の事業所分を１つの返信用封筒に同封された場合や、返信用封筒を同封されると仕分け作業が円滑にできなくなります。

別添２

別紙１

同意事業所一覧表通番

同　　意　　書

全国健康保険協会より送付される、当事業所の被扶養者状況リストについては、当事業所が社会保険関係の業務委託を行っている（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）に直接送付することに同意いたします。

全国健康保険協会＿＿＿＿＿支部長　殿

平成　　年　　月　　日

事業所整理記号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（数字）

事業所名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業主名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

連絡先電話番号 ＿＿＿（　　）＿＿＿＿＿

【ご注意ください】

この同意書の内容は、事業主がこの同意について取り消す旨の意向が全国健康保険協会に伝わらない限り有効となります。

別紙２

〒　　－

送付先（社労士事務所所在地、名称）を記入ください。

平成　　年　　月　　日提出

全国健康保険協会　　支部

同 意 事 業 所 一 覧 表

通番	事業所記号(数字) （健康保険証に記載のもの）	事業所名称	備考

通番	事業所記号(数字) （被保険者証に記載のもの）	事業所名称	備考

同意事業所一覧表（写）を使用する場合の記載例

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇-〇-〇

〇〇社会保険労務士事務所

送付先（社労士事務所所在地、名称）を記入ください。

平成〇〇年〇月〇日提出

全国健康保険協会 〇〇 支部

同 意 事 業 所 一 覧 表

通番	事業所整理記号(数字) （被保険者証に記載のもの）	事業所名称	備考
1	12345678	㈱〇〇工業	
2	12345679	㈲〇〇商事	
~~3~~	~~12345680~~	~~㈱〇〇〇~~	平成24年度　削除
~~4~~	~~12345681~~	~~㈲〇〇工務店~~	平成25年度　削除
5	12345682	㈱〇〇	
6	12345683	㈱〇〇商店	平成24年度　追加
~~7~~	~~12345684~~	~~㈲〇〇技術~~	平成24年度追加、25年度削除
8	12345685	〇〇建設㈱	平成25年度　追加

別紙３（様式例）

誓　　約　　書

私は、全国健康保険協会より送付される被扶養者状況リストを同意事業所一覧表（別添）の受託事業所分について、私あてに直接送付することとし、以下の事項を厳守することを誓約します。

記

被扶養者状況リストの直接送付について、受託事業所から事前に承諾を得ていること、また、このことについて、受託事業所と何らかの理由によりトラブルとなった場合、協会けんぽには一切の責任がないこと。

全国健康保険協会＿＿＿＿＿支部長　殿

平成　　年　　月　　日

事務所名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事務所所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

社会保険労務士氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

連絡先電話番号＿＿＿＿（　　）＿＿＿＿＿＿

被扶養者状況リスト社労士直接送付イメージ

～同意書による方法～

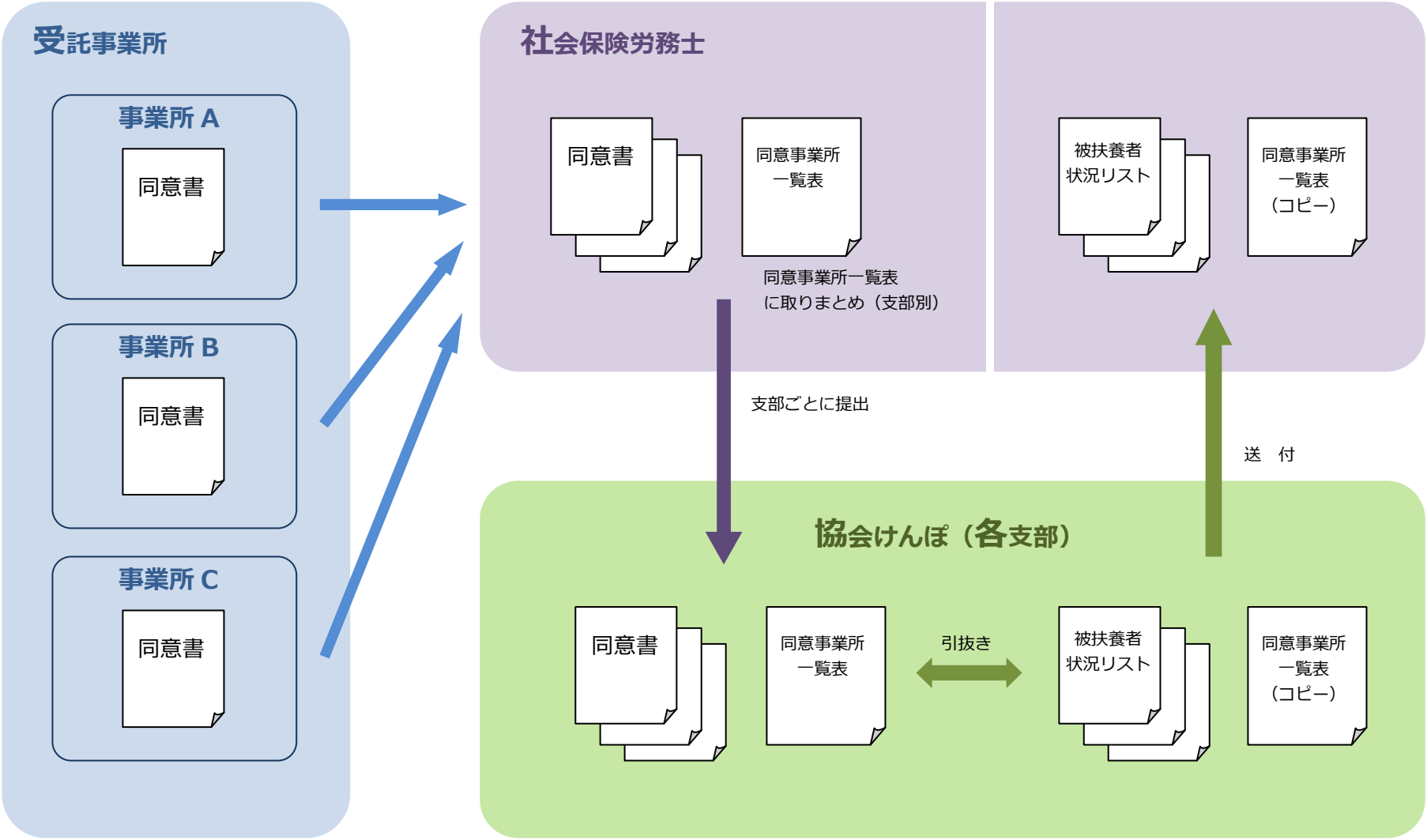

被扶養者状況リスト社労士直接送付イメージ

～誓約書による方法～

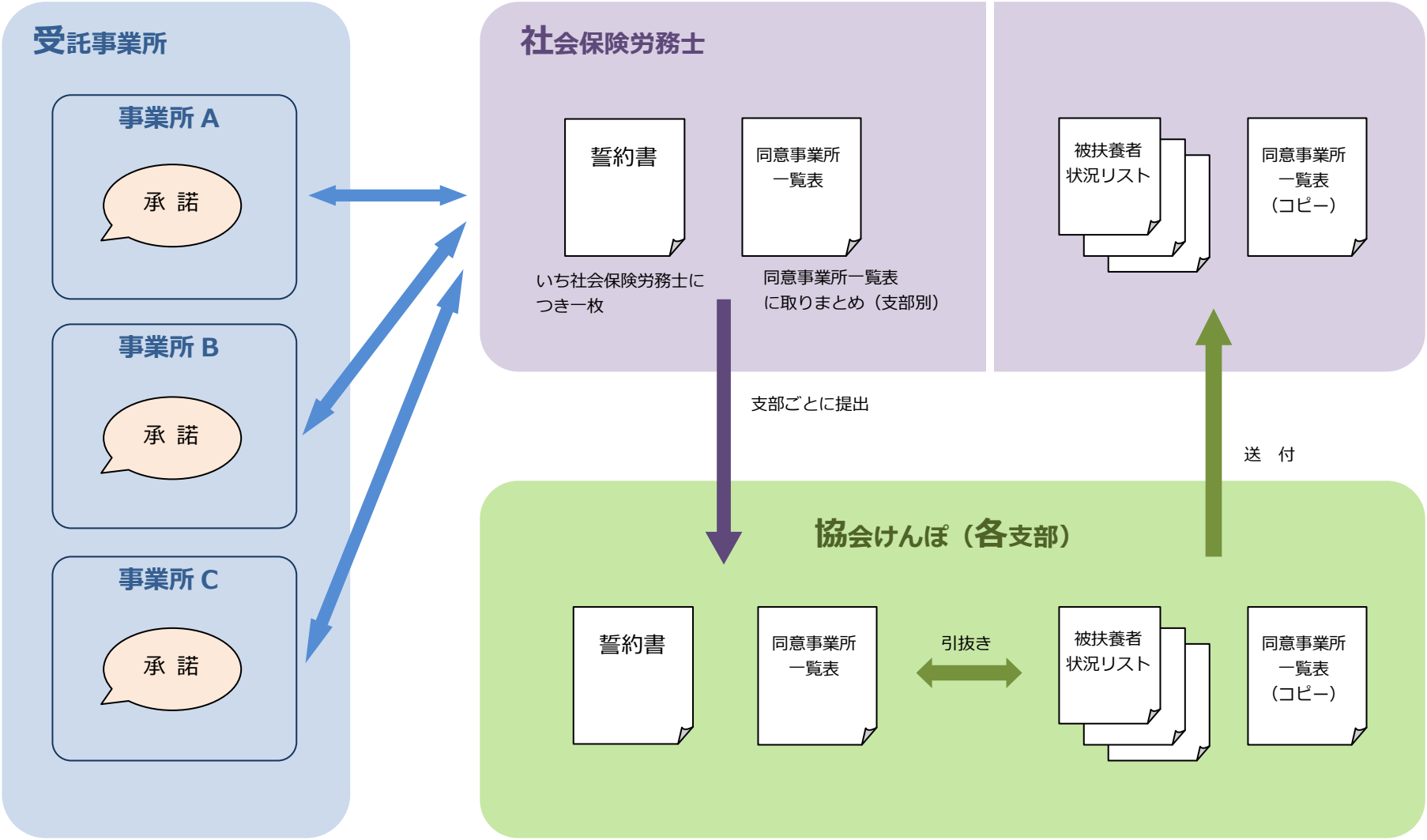

被扶養者状況リスト社労士直接送付イメージ

～同意事業所一覧表（写）を使用する場合（同意書）～

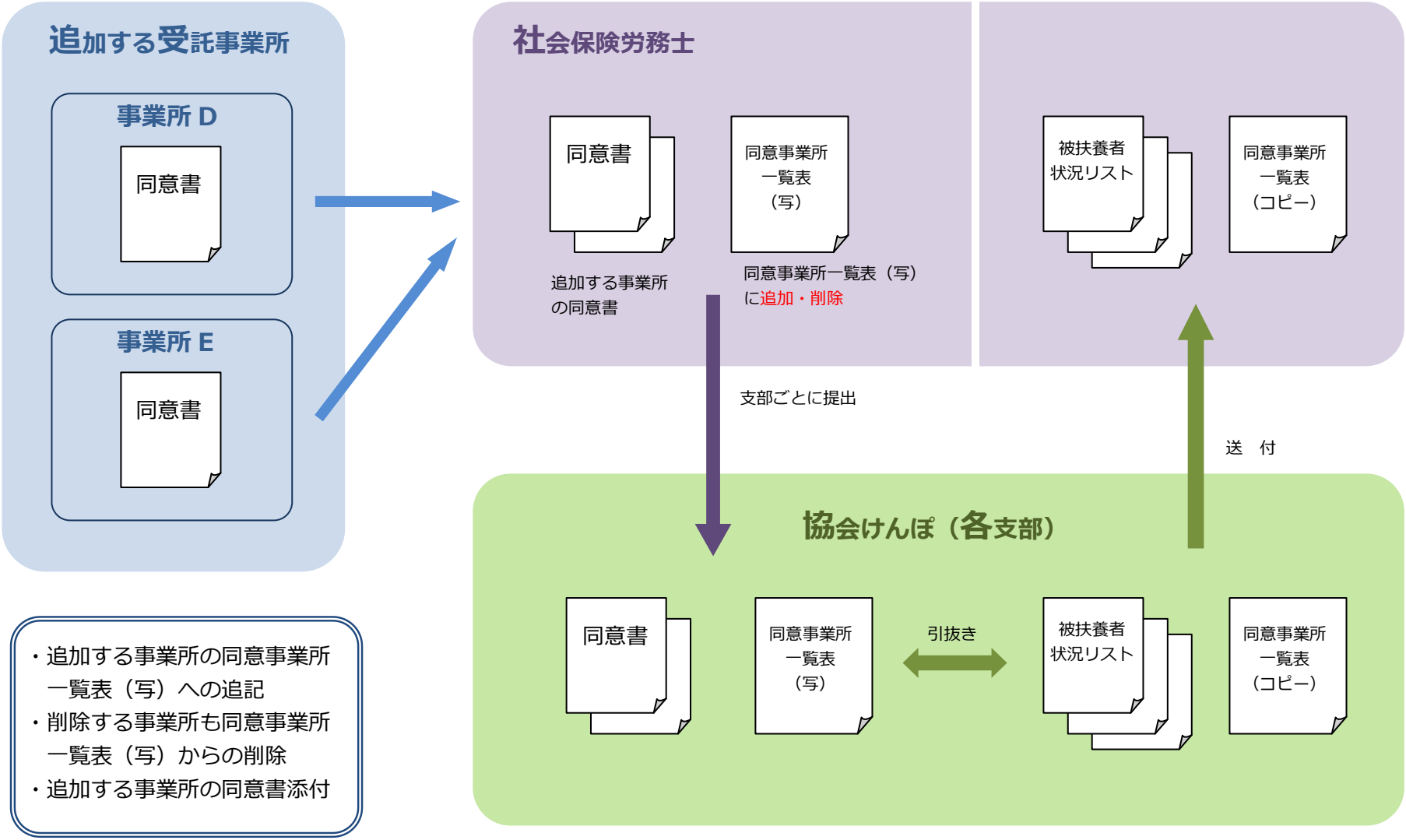

- 追加する事業所の同意事業所一覧表（写）への追記
- 削除する事業所も同意事業所一覧表（写）からの削除
- 追加する事業所の同意書添付

被扶養者状況リスト社労士直接送付イメージ

～同意事業所一覧表（写）を使用する場合（誓約書）～

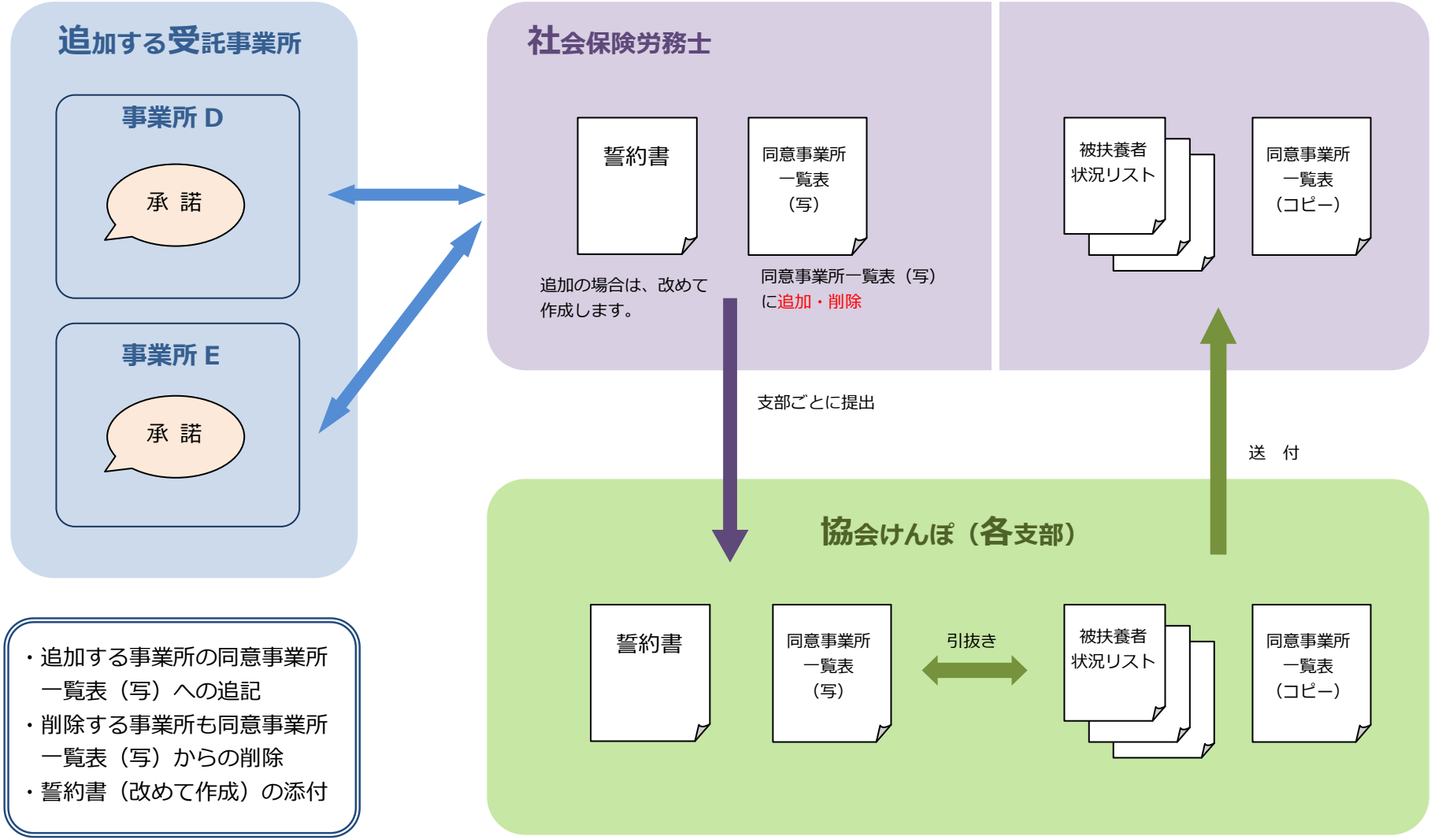

- 追加する事業所の同意事業所一覧表（写）への追記
- 削除する事業所も同意事業所一覧表（写）からの削除
- 誓約書（改めて作成）の添付

平成 25 年度被扶養者資格の再確認の流れ（イメージ）

協会けんぽ（送付）

被扶養者状況リスト、被扶養者調書兼異動届、返信用封筒、説明用リーフレットを事業主様へ送付

- 被扶養者状況リスト「正・副」 → 被扶養者全員のリスト
- 被扶養者調書兼異動届「正・副」 → 白紙用紙（削除専用）
- 返信用封筒 → 料金受取人払

平成 25 年 5 月末より順次送付

事業主様（再確認）

リストにて被扶養者資格を確認後、リスト「正」を提出

削除となる被扶養者がいる場合、同封の異動届「正・副」を記入し、保険証を添付

- 削除となる被扶養者が**いない**場合：被扶養者状況リスト「正」 → リストのみ提出
- 削除となる被扶養者が**いる**場合：被扶養者状況リスト「正」、被扶養者調書兼異動届「正・副」、保険証 → 削除者の異動届及び保険証添付

注：リスト「副」は送付せず事業主様にて保管

返信用封筒にて協会けんぽへ送付（**7 月末提出期限**）

協会けんぽ（内容確認）

リスト等の内容確認後、異動届「正・副」を日本年金機構へ回送

日本年金機構（審査・送付）

被扶養者審査削除処理後、異動届「副」を事業主様へ送付

事業主様（保管）

送付された異動届「副」を事業主様にて保管

注：削除となる被扶養者がいない場合、送付されるものはありません。

被扶養者調書兼異動届「副」

注：協会けんぽが実施する被扶養者資格の再確認時以外の「健康保険被扶養者（異動）届」は日本年金機構（事務センター等）に直接提出となります。

全国健康保険協会（協会けんぽ）が発行した「免除証明書」をお持ちの方へ

【免除期間の再延長について】

震災により医療機関に受診した際の自己負担が免除になる「一部負担金等免除証明書」をお持ちの方は、免除期間が延長されます。

原発の避難区域等に該当する方（緊急時避難準備区域に該当していた方を含む）一部負担金※・・・平成２５年２月２８日→平成２６年２月２８日まで延長

※一部負担金とは：健康保険の適用が認められる診療（医科・歯科・調剤）を受けたときに、年齢や収入などに応じた負担割合（3 割負担など）により支払う金額

原発以外の理由（住家の全壊・半壊等）に該当する方の一部負担金の免除は平成２４年９月３０日にて終了しております。

【免除証明書の更新について】

新しい免除証明書は、２月２０日頃に対象者さまへ郵送にてお届けいたします。
３月１日以降は、有効期限欄に「平成２５年２月２８日」までと書かれた免除証明書は使えませんのでご注意願います。

【保険証が変更した際の免除証明書の取扱について】

ご退職などで健康保険証が変わる場合は、今お持ちの免除証明書は使えません。新しい健康保険証の発行元（保険者）へお問い合わせください。

問合せ先：協会けんぽ福島支部　業務グループ
〒９６０－８５４６　福島市栄町６－６　ＮＢＦユニックスビル８階
TEL０２４－５２３－３９１５（平日　８時３０分～１７時１５分）